

## 改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（弊社）は、労働者や派遣先企業様がより適切な派遣会社を選択できるよう派遣先より戴きます派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合、いわゆるマージン率を公開することが義務付けられました。

（法第 23 条第 5 項）

弊社では、事業年度毎に決算終了後平均マージン率等を公開いたします。

### ◇ マージン率算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※派遣労働者の賃金には年次有給休暇取得時の賃金を含みます。

### ◇ マージンの内訳

スタッフの雇用主として負担する労災保険・厚生年金保険・健康保険・雇用保険。

スタッフが有給休暇を取得する際の引当金。

営業担当者などの管理者や事業所の事務職などの人件費、事務所維持費用、募集広告費等をはじめとする諸経費。営業利益。

対象期間：平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日

派遣労働者の数	113 名（1 日平均）
派遣先事業所の数	42 件
労働者派遣料金の平均額	13,576 円（8.0 時間換算）
派遣労働者の賃金の平均額（交通費などの諸手当含む）	10,084 円（8.0 時間換算）
マージン率	25.58 %
教育訓練に関する事項	雇入れ導入教育 派遣前訓練（パソコン基本操作） 資格取得講習の支援 安全衛生教育訓練